

第 9 回 池袋地区駐車場地域ルール運用委員会

議事録

I. 日 時：令和 6 年 10 月 16 日（水）10:00～11:00

II. 場 所：あうるすぽっと会議室 B（Teams による Web 参加を併用）

III. 委員名簿：

区 分	所 属 ・ 役 職	氏 名	備 考
学識経験者	日本大学理工学部 土木工学科教授	大沢 昌玄	出席
〃	埼玉大学大学院 理工学研究科准教授	小嶋 文	Web 参加
警視庁	警視庁 池袋警察署 交通課課長	渡邊 三和子	出席
〃	警視庁 巣鴨警察署 交通課課長	村田 裕昭	出席
〃	警視庁 目白警察署 交通課課長	大竹 修司	欠席
東京都	東京都 都市整備局 市街地建築部 建築企画課長	上原 伸一	代理出席
〃	東京都 都市整備局 都市基盤部 交通計画調整担当課長	嶋澤 俊之	出席
商業者代表	豊島区商店街連合会	高濱 晴彦	出席
町会代表	豊島区町会連合会 副会長	木内 晴一	出席
区	豊島区 都市整備部長	近藤 正仁	出席
オブザーバー	国土交通省都市局街路交通施設課企画専門官	鶴岡 陽一郎	欠席
〃	公益財団法人東京都道路整備保全公社 総務部公益事業課長	竹澤 康	出席

IV. 議事次第

- 1 開 会
- 2 会長挨拶
- 3 議事
 - ・ 第一号議案：提案事業の申請および令和 6 年度地域の駐車・交通対策実施計画の改定
 - ・ 第二号議案：令和 7 年度地域の駐車・交通対策実施計画（案）
- 4 報告事項
 - ・ 池袋地区駐車場地域ルール運用協議会の活動報告
- 5 その他
 - ・ 池袋地区駐車場地域ルール運用委員会のスケジュール（予定）
- 6 閉会

V. 配布資料

- | | |
|--------|-----------------------------------|
| 資料 1 | 第 9 回池袋地区駐車場地域ルール運用委員会 議事資料 |
| 資料 2 | 第 9 回池袋地区駐車場地域ルール運用委員会 報告資料 |
| 資料 3 | 池袋地区駐車場地域ルール運用委員会のスケジュール（予定） |
| 別紙 1 | 南北区道周辺荷さばきルール啓発活動 |
| 別紙 2 | サンシャインパーキングを活用したまちなか回遊促進事業 |
| 参考資料 1 | 第 8 回池袋地区駐車場地域ルール運用委員会議事録 |
| 参考資料 2 | 第 9 回池袋地区駐車場地域ルール運用委員会名簿 |
| 参考資料 3 | 池袋地区駐車場地域ルール運用委員会設置要綱 |
| | 池袋地区駐車場地域ルール運用マニュアル（令和 6 年 3 月改訂） |

VI. 議事概要

○開会

（事務局）

- ・ 本日の会議では、議事次第に記載の「議事」「報告事項」「その他」についてご説明させていただきます。

○会長挨拶

（大沢会長）

- ・ 会の進行に協力をお願いしたい。

○本協議会の運営について

（事務局）

- ・ 本会議は、豊島区審議会等の会議の公開に関する要綱に基づき、原則公開としていますが本日の議事の内、報告事項「池袋地区駐車場地域ルール運用協議会の活動報告」については「豊島区審議会等の会議の公開に関する要綱第 4 条第 1 項の 2」「豊島区行政情報公開条例第 7 条各号に掲げる非公開情報に該当する事項について審議を行う場合」に該当するも

のと判断し、非公開とさせていただきます。

○傍聴者の確認

(大沢会長)

(傍聴希望者なし)

○事務局より

「報告事項：池袋地区駐車場地域ルール運用協議会の活動報告」の説明

討議内容は以下のとおり。

(高濱委員)

- ・ 1 ページの会員名簿について、昨年、西池袋一丁目町会の会長が変更になったため、名簿の修正をお願いしたい。

(事務局)

- ・ 前会長に確認の上、役員を継続いただいているが、後日改めて、西池袋一丁目町会にご相談させていただく。

(高濱委員)

- ・ 承知した。

(大沢会長)

- ・ 地域貢献協力金については、適切な執行管理をお願いしたい。
- ・ 他に質疑はあるか。

(一同)

- ・ なし。

○事務局より

「議事 1：提案事業の申請および令和 6 年度地域の駐車・交通対策実施計画の改定」の説明

討議内容は以下のとおり。

(大沢会長)

- ・ サンシャインパーキングを活用したまちなか回遊促進事業について、利用者へのアンケート調査等は実施するのか。

(事務局)

- ・ 別紙 2 の 5 ページ(1)に記載のように、事業の利用者に対しては、1 日乗車券の提供と併せて、アンケート調査も実施していく。

(大沢会長)

- ・ 承知した。
- ・ 他に質問等はないか。

(一同)

- ・ なし。

○事務局より

「議事 2：令和 7 年度地域の駐車・交通対策実施計画（案）」の説明

討議内容は以下のとおり。

（小嶋副会長）

- ・「地域の駐車・交通対策事業」について、地域の方が自ら事業計画を作成することはハードルが高いと考えられる。事業化するためのコーディネート業務（コンサルタント会社への委託等）も助成事業の対象とするよう、検討してはどうか。

（事務局）

- ・コーディネート業務も助成事業の対象とする方向で、関係者と協議・検討を進め、次回の駐車場地域ルール運用委員会で改正案をお示しさせていただく。

（大沢会長）

- ・南北区道周辺荷さばきルールの適用範囲を、今後、西口地区等に拡大していくことは考えているか。

（事務局）

- ・荷さばきルールの適用については、東口のクルドサック化の検討と合わせ、まずは東口地区への拡大について検討していく必要があると考えている。西口地区については、再開発事業の動向に合わせ、必要に応じて検討を行っていく。

（東京都都市整備局市街地建築部建築企画課長（代理））

- ・提案事業の申請者となるための資格・要件等はあるか。

（事務局）

- ・資格・要件等は特に設けていない。法人・任意団体を問わず、申請可能である。

（東京都都市整備局市街地建築部建築企画課長（代理））

- ・提案事業の募集については、どのように周知を行っているのか。

（事務局）

- ・区の HP で「池袋地区駐車・まちづくりマネジメントガイドライン」を公開している他、池袋エリアプラットフォームへの周知を行っている。

（東京都都市整備局市街地建築部建築企画課長（代理））

- ・できる限り幅広く周知をお願いしたい。

（事務局）

- ・様々なチャンネルを活用して周知するように努める。

（警視庁巣鴨警察署交通課課長）

- ・別紙 1 の 9 ページに、荷さばきルール啓発活動の過年度実施状況が記載されているが、令和 3 年度から令和 5 年度まで大きな変化を確認できない。今後は、荷主に対する働きかけなど、啓発活動の取組みの拡充が必要ではないか。

（事務局）

- ・事務局も荷さばきドライバーに対するルール周知活動に毎年度参加しており、体感として路上駐車は減少していると認識しているが、路上駐車の実態を把握するための面的な調査を、区の施策として実施する必要があると考えている。荷主に対するアプローチとしては、別紙 1 の 10 ページに記載している、ルールエリア内へのチラシ配布（ポスティング）を

実施している。次回ポスティングの際は、「荷さばきルールを知っているか」等についてのアンケートを同封し、ルールの浸透状況について確認を行う。地元町会・商店会にも協力いただきながら、啓発活動の拡充を検討していく。

(事務局)

- ・グリーン大通りと環状5の1号線で、警視庁と南北区道周辺荷さばきルール運用協議会が合同で貨物車駐車マスの実証実験を開始しており、今年度の春に実施した「荷さばきドライバーに対するルール周知活動」の際は、池袋警察署にも参加いただいた。警察署に参加いただいたことで緊張感のある効果的な周知活動を実施することができたため、実証実験終了後も、引き続き協力をお願いしたい。

(警視庁巣鴨警察署交通課課長)

- ・警察が参加すると「駐車違反による取り締まり」という捉え方をされてしまうが、荷主や運送事業者の生活や事業に関わる問題なので、単に駐車違反で終わらせるべきではなく、荷さばきルールを浸透させていくことが重要であると考えている。

(大沢会長)

- ・他に質問等はないか。

(一同)

- ・なし。

VII. その他

○事務局より

「その他：池袋地区駐車場地域ルール運用委員会のスケジュール（予定）」の説明

討議内容は以下のとおり。

(大沢会長)

- ・質問等はないか。

(一同)

- ・なし。

○事務局より

【その他連絡事項】

(事務局)

- ・「参考資料1」は第8回の委員会終了後にご確認いただき、確定済みの議事録である。本日の委員会の議事録については、作成次第、確認の御依頼をさせていただく。
- ・次回（第10回）委員会は、令和7年3月頃を予定している。日程が決まり次第、詳細は改めて御連絡させていただきますので、宜しくをお願いしたい。
- ・豊島区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例に基づき、ご出席いただいた委員の方へ報酬をお支払いする。

以上